

中野新一郎
愛知県医師会
会長 妹尾淑郎 様

写

郵政之日

20愛広後給第46号
平成20年9月8日

愛知県医師会
会長 妹尾淑郎 様

愛知県後期高齢者医療広域連合
事務局 長 羽谷



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の一部負担金免除について（依頼）

平素より長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の事業の実施につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では、災害、風水害、その他これらに類する災害により住宅に著しい損害を受け、一部負担金を支払うことが困難と認められる被保険者に対し、申請により一部負担金の支払いを免除する規定を設けております。この規定に基づき、8月29日に発生いたしました集中豪雨により該当する被保険者から申請があることが予想されます。

つきましては、貴会会員の医療機関に当広域連合が発行する「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を被保険者が提示した場合、当該被保険者に対しては一部負担金の徴収はせず、別添留意事項を参照のうえ、ご請求いただきますようお願いいたします。

愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課
電話 052-955-1205
FAX 052-955-1298



後期高齢者医療の一部負担金の支払い免除に関する留意事項

＜一部負担金の支払いを免除する期間について＞

当広域連合が発行する後期高齢者医療一部負担金免除証明書（以下、「証明書」という。）には有効期限の記載がありますので、当該被保険者が療養の給付を受けた日が該当するかどうかご確認ください。なお、今回の集中豪雨に伴う免除有効期間は平成20年8月29日から平成31年2月28日までです。

★しせ せせ せせ

★＜徴収しなかった一部負担金の請求方法について＞

証明書の提示があったことにより徴収しなかった一部負担金は、診療報酬明細書に下記の要領にてその旨を記載いただくことにより愛知県国民健康保険団体連合会を通じ当広域連合へご請求ください。

- 1 「摘要」欄に証明書に記載されている有効期間をご記入ください。
- 2 「一部負担金額」欄の「免除」の文言に○を付していただくか、空欄の場合は「免除」と記載してください。
- 3 同月内に一部負担金の支払いを免除した診療と徴収した診療が混在する場合は、摘要欄にそれぞれの該当合計点数を記載ください。

＜その他＞

貴医療機関において、被保険者から災害により一部負担金の支払いが困難である旨の相談があった場合は、一部負担金の支払い免除の取扱いがあること及び申請窓口がお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当であることをご教示いただきますようお願いいたします。

その他後期高齢者医療の一部負担金の支払い免除に関するお問い合わせは当広域連合給付課（電話052-955-1205）までご連絡ください。